

入札説明書等に対する意見・質問書（第3回）への回答

| 番号 | 資料名   | 頁数              | 項目  | 質問   | 回答  |
|----|-------|-----------------|---|--|---|
| 1  | 入札説明書 | 16              | 12. 入札書及び事業者提案書の提出  | 「事業者提案書（12部及び電子データ（CD-R）1部）を提出すること。」とありますが、様式17-I-10および追加された様式17-I-12はA3で150枚程度となり、A4ファイルにZ折りで綴じると取り扱いづらくなります。<br>様式17-I-10および様式17-I-12については、分冊のA3ファイルで提出してもよろしいでしょうか。               | 様式17-I-10および様式17-I-12はA3ファイルにて提出してください。<br>ただし、原本は1冊にまとめて提出してください。  |
| 2  | 要求水準書 | 4               | 第1_5_1_1.6 整備対象施設の種類・規模<br>(2) 不燃・粗大ごみ処理施設（ごみ処理施設と合棟とする。）（新設）   | 「・処理方式：破砕処理＋選別処理<br>・施設規模：27t/日」とありますが、①燃やさないごみ、②資源ごみ中間処理後の不燃残渣、③大型ごみ（不燃系）のそれぞれの日処理量から、処理規模27t/日に合致させるためには端数調整が必要ですが、それぞれ具体的にご提示願います。  | 要求水準書（P28）表10_計画処理量（不燃・粗大ごみ処理施設）を参照し、算出してください。  |
| 3  | 要求水準書 | 27              | 第1_7_4_4.6 搬出入車両条件<br>表8 搬出車両（ごみ焼却処理施設）   | 表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設）の「セミトレーラー車」について、トレーラー部1つずつ計量の計2回計量としてもよろしいでしょうか。  | トラクタ部とトレーラー部を切り離して、トレーラー部のみを計量することも可とします。   |
| 4  | 要求水準書 | 49<br>51<br>114 | 第2_2_2_2.2 燃焼設備<br>(6) 炉体鉄骨・ケーシング<br>第2_2_2_2.3 燃焼ガス冷却設備<br>(3) ボイラ鉄骨及びケーシング<br>第2_3_3_3.4 構造計画<br>(2) 構造計算 | 炉体鉄骨や復水器支持架台鉄骨については「火力発電所の耐震設計規程」の震度法を適用することに対し、入札説明書等に対する意見・質問書（第1回）への回答No.74にて、「事業者による提案を可とします。」と回答いただいておりますが、「火力発電所の耐震設計規程」に則ったうえで、建築構造設計基準と同等と考えられる設計水平震度=0.3を適用すると考えてよろしいでしょうか。 | 「火力発電所の耐震設計規程」の震度法を適用することについては、事業者による提案を可としますが、「建築構造設計基準」等の考え方と比較し、総合的に判断した上で、設置階ごとの設計水平震度を提案してください。                |
| 5  | 要求水準書 | 68              | 第2_2_2_2.9 電気設備<br>(1) 計画概要   | 入札説明書等に対する意見・質問書（第2回）への回答No.21に「令和7年度4月から12月にかけて鉄塔から北東側の緑地に収集車の仮設待機場を市が整備する」とありますが、当該待機場に供する期間は令和7年12月までとし、以降は当該待機場用地を工事することが可能と考えてよろしいでしょうか。  | 当該待機場の整備期間を令和7年12月までと想定しています。以降、本事業が完了するまでは収集車の仮設待機場として利用する予定です。当該待機場用地に係る部分を工事する場合は、待機場として利用できない期間を提示し、市と協議してください。 |
| 6  | 要求水準書 | 79              | 第2_2_2_2.13 雑設備<br>(4) 説明用設備<br>③ 公害防止データ等表示設備  | 入札説明書等に関する意見・質問書（第1回）への回答No.115で「排ガスデータの表示盤は敷地境界付近に設置し、デジタルサイネージ等はその他市の指定する場所1箇所を設置する」とあり、「敷地内に設置する」とのことですが、デジタルサイネージの設置環境は屋内との理解でよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。  |

| 番号 | 資料名               | 頁数                  | 項目  | 質問  | 回答  |
|----|-------------------|---------------------|---|---|---|
| 7  | 要求水準書             | 105                 | 第2_3_2_2.2 高規格堤防工事<br>(3) 高規格堤防における計画諸元<br>⑨ 許容残留沈下量                  | 入札説明書等に関する意見・質問書（第1回）への回答No.159で高規格堤防について「工法、工程などを検討し妥当性が確認出来れば良いですが、必要以上に過大な施工の場合は、費用負担が出来ない場合があります。」とありますが、「費用負担が出来ない」とは国土交通省が貴市に対して回答しているものであって、工程確保を含めた高規格堤防工事の提案を見込んだ事業者の受注金額に対し、貴市から減額されるものではないとの理解でよろしいでしょうか。  | ご認識のとおりです。ただし、過大設計にならないよう十分精査し、国土交通省土木工事標準積算基準書に基づいた積算を行い、提案額を設定してください。   |
| 8  | 要求水準書             | 110                 | 第2_3_2_2.3 外構工事<br>(5) 門囲障工事  | 「門柱、門扉は必要に応じて設置すること」とありますが、既存施設は電動門扉です。<br>東側道路境界に設置する新設門扉は電動門扉としてもよろしいでしょうか。   | 維持管理等を考慮した上で、事業者の提案を可とします。  |
| 9  | 要求水準書             | 120                 | 第2_3_3_3.5 工場棟（ごみ焼却処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設）<br>(3) 各諸室<br>⑥ 送風機室等            | 「機材の搬入出のための開口部を設ける」とありますが、送風機室の近傍にマシンハッチがあり、かつマシンハッチまでの機材搬入出ルートが確保できている場合は、送風機室自体に開口部を設ける必要はないという理解でよろしいでしょうか。  | 作業の効率性や送風機室まで安全に搬送できるルートが確保でき、将来的な大規模改修工事も考慮した上で、事業者の提案を可とします。            |
| 10 | 要求水準書<br><br>参考資料 | 122<br><br>147<br>— | 第2_3_3_3.8 管理棟改修<br>(7)<br>第4_2_8. 工事条件<br>(11) 工事用車両の搬入<br>添付3 敷地計画図 | 入札参加者ヒアリングにおける確認事項への回答No.13で「・工事期間中は、ピロティに駐車する車両の通路、正面玄関までの歩行者通路及び見学者の大型バス乗降スペースを確保すること。なお、見学者来館の頻度は添付47をご参照ください。」とあります。<br>当該箇所は、「添付8_特別高圧受電引込経路（案）」の特高ケーブル引き込み工事、擁壁工事、既設管理棟改修工事など干渉する工事が多数あり、工事工程上、全期間を通じてご指定の個所にバス乗降スペースを確保することは困難です。<br>既設管理棟ピロティに安全に近づける歩行者動線を構築する案など含め、実施工事の際にご協議いただけないでしょうか。 | 詳細は設計時に協議することとします。なお、正面玄関までの歩行者の動線は、施工状況に応じて切り替えるなどし、常時通行できるような計画としてください。 |
| 11 | 要求水準書             | 160                 | 第5_2_2_2.5 灰出設備の運転管理<br>(2) 焼却残さ等の貯留・管理                               | 「本書に示す～主灰の含水率20～30%など」とありますが、主灰は資源化、あるいは最終処分どちらを想定されているかご教示ください。<br>また、資源化の場合においても要求水準書P32の表22 主灰及び飛灰処理物の溶出基準を遵守する必要があるという理解でよろしいでしょうか。   | 搬出先は資源化施設と最終処分場の両方を想定しております。搬出先に関わらず要求水準書（P32）表22に示す溶出基準を遵守してください。        |

| 番号 | 資料名  | 頁数 | 項目  | 質問   | 回答  |
|----|------|----|---|--|---|
| 12 | 参考資料 | －  | 添付20 高規格堤防検討資料<br>4. 圧密沈下の検討                  | 添付20より、サーチャージ盛土の範囲の一部が土壌汚染区域と重なっております。汚染区域のサーチャージ盛土について、搬出時の分析により汚染されていないことが証明できれば、一般土として撤去・処分が可能と考えてよろしいでしょうか。  | ご認識のとおりです。  |
| 13 | 参考資料 | －  | 添付20 高規格堤防検討資料<br>9. 撤去構造物検討                  | 表9.1に記載されている旧高谷川鋼矢板控え式護岸の図面がありましたらご提示願います。   | 資料を提示します。   |
| 14 | 参考資料 | －  | 添付22 高規格堤防参考積算一式                              | 入札説明書等に関する意見・質問書（第2回）への回答No.62で「（サーチャージ後の盛土撤去に関する費用（運搬費・処分費））は必要な場合は、見積対象としてください。」とありますが、圧密促進完了後の余盛残土を、国土交通省関東地方整備局が管理するストックヤードに搬出できるとの理解でよろしいでしょうか。   | 原則、国土交通省関東地方整備局が管理するストックヤードに搬出可能としますが、河川区域であるため、国土交通省関東地方整備局に利用計画を提示し、協議する必要があります。  |
| 15 | 参考資料 | －  | 添付43 工水水槽仕様及び位置図                              | 既設工業用水の「受水槽・ポンプ室周り電気設備図」に一次側の電動ボール弁制御線等が図示されております。既存クリーンスパ市川のせせらぎ川への工業用水放流関係制御等の資料がありませんが、現状制御等は行っておらず、制御線の渡り配線は無いと考えてよろしいでしょうか。その場合、次期クリーンセンター整備に伴う、クリーンスパ市川への制御配線は無いと考えてよろしいでしょうか。制御線が必要であれば制御内容、配線仕様、配線取合位置をご教示いただけないでしょうか。 | 添付43「受水槽・ポンプ室周り電気設備図」及び添付54「受水槽・ポンプ室周りフロー図」のとおり、現状は工水受水槽の水位とポンプユニットに内蔵しているタイマーによってポンプを制御しており、同様の制御機構を設ける場合は、ご認識のとおり制御線の渡り配線は不要です。 |
| 16 | 参考資料 | －  | 添付54 余熱利用施設駐車場図面                              | クリーンスパ市川の上水受水槽との制御配線は常設・仮設ともに必要ないと考えてよろしいでしょうか。制御線が必要であれば制御内容、配線仕様、配線取合位置をご教示いただけないでしょうか。  | 第1回入札説明書等に対する意見・質問書への回答(その2)No. 284のとおり、本施設から外部余熱利用施設へ上水の供給は不要ですので、ご認識のとおり、制御配線は必要ありません。  |
| 17 | 参考資料 | －  | 添付56 搬出入車両および職員送迎バス車両サイズ<br>表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設） | 添付56の表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設）の「フルトレーラー車」、および要求水準書P27の表9 搬出車両（ごみ焼却処理施設）の「セミトレーラー車」について、車両諸元（トレーラーごとの車両全長およびタイヤ間寸法など）をご教示ください。  | 添付56の修正版をご参照ください。<br>なお、自動車メーカーによる寸法の違いについても対応できる動線計画としてください。   |
| 18 | 参考資料 | －  | 添付63 地下構造物                                    | 独身寮基礎（GL-1.7m以下）が残置とありますが、ご提示いただいた資料では残置物の詳細を読み取ることができません。杭を含めた残置物の大きさを示す資料、または概算数量をご提示いただけないでしょうか。  | 資料を提示します。   |

| 番号 | 資料名     | 頁数 | 項目   | 質問  | 回答  |
|----|---------|----|--|---|---|
| 19 | 参考資料    | －  | 添付63 地下構造物   | 煙突基礎（GL-1.5m以下）が残置とあります。当該基礎部分は沈下の恐れが低いと、残置したいと考えております。残置物の詳細が読み取れないため、杭を含めた残置物の大きさを示す資料、または概算数量をご提示いただけないでしょうか。  | 資料を提示します。なお、建設の障害にならない場合は残置可としますが、残置物の位置や深さが分かるよう本事業の図面に記録として残してください。 |
| 20 | 参考資料    | －  | 添付71 外部手選別作業所の業務について   | 添付71の(1) 危険物分別除去業務について、水銀体温計、温度計、血圧計、電子タバコの貯留容器および搬出車両をご教示ください。   | 貯留容器はかごで、搬出車両は4t脱着式コンテナ車です。   |
| 21 | 参考資料    | －  | 様式集_エクセルデータ<br><様式18><br>18-V-1 (9) 21年目以降も引き続き運営することを前提としたライフサイクルコストの低廉化の方策       | 入札説明書等に対する意見・質問書(第2回)への回答No83にて、「人件費・用役費・維持管理修繕費の項目を追加し、総額が施設運営費となるようにしてください。」とご回答をいただきましたが、条件を統一するためExcelファイル形式の様式をご提示願います。なお、様式17と同様に費目の追加が発生する場合は適宜追加させていただくものと理解しております。 | 資料を提示します。   |
| 22 | 落札者決定基準 | 7  | 4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点<br>表3_提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点<br>(2) 1年間の最大ごみ処理量          | 「基準ごみで運転計画を行い、操炉計画やごみの負荷率等の算定根拠を添付し、1年間の最大ごみ処理量を提案すること」とありますが、ごみの負荷率等とは焼却処理施設の運転負荷率を指していると理解してよろしいでしょうか。  | ご認識のとおりです。  |
| 23 | 落札者決定基準 | 7  | 4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点<br>表3_提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点<br>(2) 1年間の最大ごみ処理量          | 「(運転実績証明書の運転日数以上の提案は不可)」とありますが、ここで示す運転日数は、ごみが投入されておらずバーナのみ期間(運転日)は除くという理解でよろしいでしょうか。  | ご認識のとおりです。  |
| 24 | 落札者決定基準 | 8  | 4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点<br>表3_提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点<br>(10) 基準ごみトンあたりの主灰、飛灰の発生量 | 「基準ごみtあたりの主灰発生量」は、主灰中の鉄も含む重量で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。  |

| 番号 | 資料名          | 頁数 | 項目   | 質問   | 回答   |
|----|--------------|----|--|--|--|
| 25 | 落札者決定基準      | 8  | 4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点<br>表3_提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点<br>(10) 基準ごみトンあたりの主灰、飛灰の発生量 | <p>「基準ごみあたりの飛灰発生量」は、湿灰（キレート剤＋添加水）の重量で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本施設における飛灰は要求水準書P25 図1に示されるフローのうち、下記赤枠内で発生する灰という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>図1 全体処理フロー（ごみ焼却処理施設）</p> <p>※減速帯は、必要に応じて設置すること。</p>  | ご認識のとおりです。   |
| 26 | 落札者決定基準      | 8  | 4_1_(1) 提案審査における評価の詳細及び配点<br>表3_提案審査における評価項目・評価の詳細及び配点<br>(12) 脱炭素社会に向けた取組み        | CO <sub>2</sub> 削減量の評価対象としては「外構の緑化や建築物に対する省エネ等を想定」と回答いただきましたが、外構の緑化については、樹種や生育状況等によりCO <sub>2</sub> 吸収量が大きく異なるほか、経年的にも変化します。さらに既存樹木の活用となると、樹齢が不明であるため、CO <sub>2</sub> 吸収効果が低下している可能性があります。つきましては、外構の樹木についてはCO <sub>2</sub> 削減量の把握が困難であるため、評価対象から除外していただけないでしょうか。 | 既存植栽については、生育良好な樹木は極力保全し、可能な限り移植等により場内利用することとしています。そのため、既存植栽によるCO <sub>2</sub> 削減量は計上せず、新たに整備する緑化によるCO <sub>2</sub> 削減量のみを評価対象とします。なお、高木・中低木は大気浄化植樹マニュアル（2014年度改定版）（表I.3.3-1単木の一年間あたりの光合成量（CO <sub>2</sub> 吸収量）の概算表）に基づき算出し、芝地は0.3kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup> ・年として算出してください。 |
| 27 | 施設整備請負契約書（案） | 17 | 第41条（履行遅滞の場合における違約金等）<br>第2～4項   | 入札説明書等に関する意見・質問書（第2回）への回答No.88で整理して頂けるとの回答を頂きましたが、第80条の内容に統合する形で整理頂けるとの理解でよろしいでしょうか。   | 第41条の違約金と第80条の賠償金は異なるものとなりますので、両条項を統合せず残す方針でいます。   |

| 番号 | 資料名                         | 頁数 | 項目  | 質問  | 回答   |
|----|-----------------------------|----|---|---|--|
| 28 | 運營業務委託契約書<br>(案)<br>(SPCあり) | 17 | 第42条 (施設運營業務の不能等)<br>第3項                                  | 本条による減額のある場合、同一の事象について第58条による減額は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。   | 第58条第1項は、最長60日間である改善復旧期間満了時からの減額であり、第42条第3項は、履行不能期間からの減額となります。<br>そのため、改善復旧期間満了時以降の履行不能期間では、どちらの減額も適用されることとなります。<br>なお、第42条第3項に基づく減額は、施設運營業務の不能等が運營業務者の責めに帰すべき事由による場合の適用であることに對し、第58条第1項に基づく減額は、いずれの事由による場合も適用されることとなります。  |
| 29 | 運營業務委託契約書<br>(案)<br>(SPCあり) | 17 | 第42条 (施設運營業務の不能等)<br>第3項                                  | 第58条では、ごみ焼却処理施設が正常に運転できない場合は固定費の10%の減額、不燃・粗大ごみ処理施設が正常に運転できない場合、固定費の10%の減額、ごみ焼却処理施設又は不燃・粗大ごみ処理施設のそれぞれにつき施設全体の稼働が停止している場合は20%の減額とありますが、本条も同様の条件であると理解してよろしいでしょうか。                             | 第58条第1項は、最長60日間である改善復旧期間満了時からの減額であり、第42条第3項は、履行不能期間からの減額となります。<br>また、第42条では、ごみ焼却処理施設が正常に運転できない場合は、ごみ焼却処理施設の固定費20%の減額、不燃・粗大ごみ処理施設が正常に運転できない場合は、不燃・粗大ごみ処理施設の固定費20%の減額となります。<br>なお、第42条第3項に基づく減額は、施設運營業務の不能等が運營業務者の責めに帰すべき事由による場合の適用であることに對し、第58条第1項に基づく減額は、いずれの事由による場合も適用されることとなります。 |
| 30 | 運營業務委託契約書<br>(案)<br>(SPCあり) | 22 | 第59条 (停止期間中の処理対象物の処理)                                     | 「計画外の運転停止の状態又は性能低下による計画処理量の全受け入れができない状態に陥った場合は～施設運營業務企業が手配する代替又は保管のための廃棄物処理施設まで持ち込むものとし、市川市次期クリーンセンターの運転が再開するのを待つ。」とあります。<br>計画外の運転停止や性能低下の原因が不可抗力又は施設運營業務企業の責によらない場合は本条項の対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 施設運營業務企業の責によるか否かに関わらず、施設運營業務企業は代替又は保管のための廃棄物処理施設への搬出にかかる調整等に協力するものとし、<br>なお、その間に発生した費用については、保険の補償範囲なども含めて協議するものとし、   |
| 31 | 提出書類の記載要領                   | 4  | 5_(5) 入札書及び事業者提案書<br>⑥ 基礎審査資料 (様式17)                      | 「用紙の指定のあるものを除き、すべてA4判にて記載すること」とありますが、A4判となる資料を2アップでA3にて印刷し、基礎審査資料をA3ファイルにて作成してもよろしいでしょうか。   | 原文のままとします。   |
| 32 | 提出書類の記載要領                   | 4  | 5_(5) 入札書及び事業者提案書<br>⑥ 基礎審査資料 (様式17)<br>I. 施設整備性能基準に関する様式 | 「平面図、立面図、断面図の縮尺は1/500程度とすること」とありますが、計量棟等の付属棟の縮尺は1/500ではなく、読み取り易さを考慮した縮尺として記載してもよろしいでしょうか。   | 付属棟等につきましては、対象物の大きさに合わせた適切な縮尺としていただいで問題ありません。  |

| 番号 | 資料名       | 頁数 | 項目  | 質問  | 回答   |
|----|-----------|----|---|---|--|
| 33 | 提出書類の記載要領 | 5  | 5_(5) 入札書及び事業者提案書<br>⑥ 基礎審査資料 (様式17)<br>I. 施設整備性能基準に関する様式<br>I-3 動線計画               | 「各種車両動線、ごみ収集車両の待機動線、メンテナンス動線、歩行者動線、管理者動線、見学者動線を具体的に明記すること」とあります。<br>具体的な動線は以下の通りと理解してよろしいでしょうか。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集車両 (直営・委託・許可)</li> <li>・ごみ収集車両 (持込事業系)</li> <li>・ごみ収集車両 (持込官公庁)</li> <li>・ごみ収集車両 (持込家庭系)</li> <li>・メンテナンス車両 (灰積出車)</li> <li>・メンテナンス車両 (薬品補給車)</li> <li>・歩行者</li> <li>・管理者</li> <li>・見学者</li> </ul> また、市民搬入場に持ち込む車両区分のうち大型車両はプラットフォームに案内する計画としている車両区分がある場合は、大型車両の動線も明記することと理解してよろしいでしょうか。 | 以下の項目ごとに動線計画図を作成してください。<br>①ごみ収集車両 (直営・委託・許可) 動線<br>②一般持込車両 (持込事業系・持込家庭系 (徒歩・自転車含む))、一般持込のうち大型車両でプラットフォームに誘導する車両動線<br>③持込官公庁車両動線<br>④メンテナンス車両 (薬品補給車・燃料補給車・その他メンテナンス車) 動線<br>⑤市民搬入場から貯留設備への移送車両動線<br>⑥焼却灰・不燃物・処理不適物・有害ごみ・資源化物の各種搬出車両動線<br>⑦小動物火葬者動線<br>⑧管理棟への一般来場者・歩行者・見学者動線<br>⑨管理者動線<br>また、①～⑨を集約した動線計画図を作成してください。 |
| 34 | 提出書類の記載要領 | 6  | 5_(5) 入札書及び事業者提案書<br>⑥ 基礎審査資料 (様式17)<br>I. 施設整備性能基準に関する様式<br>I-11 余熱利用計画 (収支計算書を含む) | 余熱利用計画について、「エネルギー効率、光熱費に関する数値について月別、期間別での計算値を記載すること」とありますが、エネルギー効率は、後述の「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル (令和3年4月改訂) に基づき、ごみ焼却処理施設におけるエネルギー回収率」について月別、期間別 (冬季・春秋季・夏季) に記載するものと理解してよろしいでしょうか。   | 月別、季節別のほかに年間のエネルギー回収率を記載してください。  |
| 35 | 提出書類の様式集  | —  | <様式17>I-10 プラント設備主要仕様<br>(11) 余熱利用設備<br>②熱利用設備 (工場棟内用)<br>(5) 設計耐熱温度                | 「設計耐熱温度100℃以上」とありますが、電気式の場合、設計耐熱温度100℃を満足する製品がありません。設計耐熱温度は事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。   | 電気式の場合は、事業者による提案を可とします。  |
| 36 | 提出書類の様式集  | —  | <様式17>I-12 施設性能基準に対する提案事項   | 本様式は要求水準書を満足しているか確認するための基礎審査に使用されるとの理解でよろしいでしょうか。<br>記載方法については提出図書の記載要領の⑥基礎審査資料I.施設整備性能基準に関する様式I-9 建築設備計画、I-10 プラント設備概要に記載の要領に記載するとの理解でよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。<br>記載方法は、建築設備計画やプラント設備概要の記載要領を参考にした上で、数値や計画内容は具体的に記載すること (同左などの表記はしないこと) とします。  |
| 37 | 提出書類の様式集  | —  | <様式17>I-12 施設性能基準に対する提案事項   | 本様式の左側の列にない事項を追加で記載する場合は、新たに行を挿入し記載するものと理解でよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。   |

| 番号 | 資料名      | 頁数 | 項目                                     | 質問   | 回答   |
|----|----------|----|--|--|--|
| 38 | 提出書類の様式集 | －  | <様式17>I-12 施設性能基準に対する提案事項              | 「数値や計画内容は具体的に記載すること。(同左などの表記はしないこと。)必要な項目を追加・変更を行って構わないが、追加・変更履歴が分かるようにすること。」とあります。<br>追加・変更ない項目をより明白にし、また入力誤りを防止するため、数値等の追記も無く要求水準書の記載と提案内容が全く同じ項目については、「左記のとおり」と記載することをお認め頂けないでしょうか。         | 要求水準書の記載と提案内容が全く同じ場合でも、「～とします。」と具体的な内容を記載してください。 |
| 39 | 提出書類の様式集 | －  | <様式17>I-12 施設性能基準に対する提案事項              | 「数値や計画内容は具体的に記載すること。(同左などの表記はしないこと。)」とありますが、例えば「「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針」(平成10年生衛発第1572号)に示される性能を有する施設とする」のように数値の記載が不要であり、計画内容が要求水準書と変わらない場合は、要求水準書と同様な内容の記載としても問題ないという理解でよろしいでしょうか。 | ご認識のとおりです。                                       |
| 40 | 提出書類の様式集 | －  | <様式17>II-4-2 資金収支計算書                   | 令和12年12月末竣工の為、市川市次期クリーンセンターの施設運営期間の内、1年目(令和12年度)、20年目(令和32年度)の費用計上期間は以下の理解でよろしいでしょうか。<br>・1年目(令和12年度): 令和13年1月～3月<br>・20年目(令和32年度): 令和32年4月～12月  | ご認識のとおりです。                                       |
| 41 | 提出書類の様式集 | －  | <様式17>II-4-4 財務計画及び計算書類<br>運営管理費等内訳    | 1年あたりの費用を記載する様式となっておりますが、固定費については運営期間(1年目～20年目)における平均値を記載すると理解してよろしいでしょうか。   | ご認識のとおりです。                                       |
| 42 | 提出書類の様式集 | －  | <様式18>18-VII-1<br>(13) 魅力ある外観及び煙突のデザイン | 提示いただいた様式は1ページ目A4、2ページ目A4、3ページ目A3の構成となっておりますが、A4×2枚とA3×1枚であればその順序は事業者提案としてもよろしいでしょうか。  | ご認識のとおりです。                                       |